

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について

今般、社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関する Q&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 平成 29 年 4 月 1 日以降の社会福祉法人における消費税の申告時期如何。

(答)

1. 社会福祉法の改正により、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に計算書類等を作成しなければならない。
2. 一方で、社会福祉法の改正後においても、消費税の申告については、会計年度終了の日の翌日から二月以内に申告書を税務署長に提出しなければならない（消費税法第45条第1項）。
3. なお、当該申告に当たっては、必ずしも計算書類等について定時評議員会の承認を受けておく必要はない。
4. 仮に、当該申告後に計算書類等に誤りが見つかり、納付すべき税額等を訂正する必要がある場合には、修正申告又は更正の請求の手続きを行うこととなる（国税通則法第19条、23条）。